

感染防止対策に関する取り組み事項

登別すすらん病院では、安全な医療の提供のため、院内感染対策の推進が不可欠であるとの認識を持ち、すべての病院職員が高い意識を持って、病院全体で感染対策に邁進します。

1、感染対策に関する取り組み事項

(1) 院内感染対策委員会

感染防止策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回の会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。

(2) 感染防止対策部（院内感染対策室）

院内感染対策において、横断的な判断のもと機動性を発揮して対応を行う必要があることから、病院長直属の部門として、組織横断的に院内感染対策の中核的な役割を担っています。

(3) 院内感染制御チーム（ICT：Infection Control Team）

院内での感染対策・制御活動全般を担う実働組織としてICTを設置し、定期的な会議と病棟・外来のラウンド、抗菌薬の適正使用の指導および感染問題の相談対応などを行っています。

2、院内感染対策に係る職員研修に関する事項

全職員を対象に感染対策の研修会・講習会を年2回以上開催しています。また、部門・職種別の研修を開催し、感染対策の意識・知識・技術の向上に努めています。

3、感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。また、院内感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じ感染対策指導を行っています。

4、院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署よりICTへ速やかに報告を行い、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止策を講じます。また、随時状況を病院管理者へ報告し、必要に応じ院内感染対策委員会を招集します。さらに、必要な場合は保健所への連絡および報告を行い、速やかに連携し対応します。

5、患者様への情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いしています。

6、地域連携に関する事項

地域の病院・医療施設と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。また、近隣の急性期の医療機関等が開催する研修会や勉強会に積極的に参加し、地域全体で感染対策に取り組んでいます。

7、その他、院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策に関するマニュアルを各部署へ配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。また、全職員が手指衛生などを行い、院内感染の予防に努めています。

附則 本指針は、平成26年4月1日より施行する。

本指針は、平成26年11月1日より改定施行する。